

情報提供

那医発第 513 号
令和 7 年 12 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



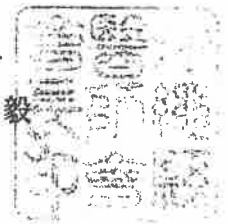
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「検査料の点数の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1248 号
令和 7 年 12 月 19 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



検査料の点数の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、検査料の点数の取扱いについての通知となっております。

令和 7 年 11 月 28 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、
関連する検査料の点数を別添資料のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療政策課長
から示され、令和 7 年 12 月 1 日から適用となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方
につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険
の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されておりますことを申し添
えます。

記

- 検査料の点数の取扱いについて（令和 7 年 12 月 11 日（日医発第 1478 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1478号（保険）
令和 7 年 12 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 7 年 11 月 28 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 7 年 12 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 7 年 11 月 28 日付け 保医発 1128 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

保医発 1128 第 3 号
令和 7 年 11 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4（31）の次に次を加える。

（32） 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2 回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(40)の次に次を加える。

(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合には、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D 0 1 5 ~ D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(40) (略)

(41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

D 0 1 5 ~ D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(40) (略)

(新設)

D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

検査料の点数の取扱いについて

令和7年11月28日 保医発1128第3号（令和7年12月1日適用）

点 数	D014 自己抗体検査、D023 微生物核酸同定・定量検査
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
	第1章（略）
	第2章 特掲診療料
	第1部～第2部（略）
	第3部 検査
	1～18（略）
	第1節 検体検査料
	第1款 検体検査実施料
	時間外緊急院内検査加算～D013（略）
	D014 自己抗体検査
	(1)～(31)（略）
	<u>(32) 抗NF155 抗体及び抗CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>
	D015～D022（略）
	D023 微生物核酸同定・定量検査
	(1)～(40)（略）
	<u>(41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u>
	<u>ア 入院中の患者</u>
	<u>イ 1歳未満の乳児</u>
	<u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u>
	D023-2～D025（略）
	第2款（略）
	第3節・第4節（略）
	第4部～第14部（略）
	第3章（略）

（日本医師会医療保険課）